

政令第 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年七月十五日とする。

理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。